

2025(令和7)年6月10日

RISU Japan 株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。2009年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

貴社が提供する次のホームページ (<https://www.risu-japan.com>) で紹介している「RISU 算数」の広告表示について、当会から貴社に対し、2023年4月7日付「お問合せ」及び2024年12月5日付「再お問合せ」をさせて頂き、貴社より、2023年12月8日付及び2025年5月7日付「お問合せについての回答書」により、各々ご回答を頂きました（以下「貴社ご回答」といいます。）。

この度、貴社ご回答を踏まえて、下記のとおり申入れをさせていただきますので、つきましては、本申入書に対するご回答（申入れを拒否される場合にはその理由も）を、2025年7月1日までに書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 RISU サービス利用規約第10条4項の「契約者は、本サービス契約内容を解約する場合、第6条に基づき解約時点までに支払義務が生じた利用料金等に関し、当社所定の方法で支払うものとし、既に支払済の利用料金等は、別途諸規定による定めがない限り、払い戻されません」という条項について、これを削除する

か、適切な条項に修正してください。

- 2 貴社ホームページ中の「料金について」の「解約はいつでも OK 手数料なし」という表記について、これを削除するか、適切な表記に修正してください。
- 3 貴社ホームページ中の「サービスお申し込み」の「RISU 算数申込フォーム」と題する画面（最終確認画面）について、適切な内容・表記に修正してください。

第2 申入れの理由

1 申入れの趣旨第1項について

貴社は、規約において中途解約における利用料金等の返金はおこなわないと定め、その実質的な理由としては、1年間の契約が成立することで、契約者に対するシステム等の費用（＝損害の額）が確定しており、解約の申告期限も超過した時点で、次回更新時のすべてのサーバー等のインフラはすでに確保・設置済となるためだとしております。

この点、貴社が消費者と締結する契約については、民法第651条の準委任契約ないしはそれに類する無名契約に該当すると解されますが、この場合、当事者はいつでも契約を解除でき、相手方に不利な時期に解除をした場合には、やむをえない事由による解除でない限り、解除をした当事者は相手方の損害を賠償しなければならないと規定されておりますので、そうすると、中途解約時に一切の返金をおこなわない旨を定める本件規約は、民法第651条による場合よりも消費者の権利を制限する特約と言えます。

また、契約者がすでに利用した分、すなわち利用回数に応じたシステム等の維持管理費用が貴社の言うところの損害として発生することは一定の理解はできますが、逆に、解約後については、貴社が一般的に多くの消費者と大量に取引をおこなっており、個々の契約で生じうる損害をあらかじめ価格に織り込んでいる等の理由から、すべての契約におけるシステム等の維持管理費用が一律に発生することは考えられず、解約申出時期を問わず返金を一切しないとする本件規約は、信義則に反し、消費者の利益を一方的に害すると言えます。

したがって、以上の点から、本件規約は消費者契約法第10条に該当し、無効になるものと考えられます。

2 申入れの趣旨第2項について

貴社のホームページ上では、解約について、「解約はいつでも OK 手数料はなし」との表記がありますが、これを一般消費者が見た場合、解約は年度の途中であってもいつでもできて、年度の途中で解約した場合、残りの期間の基本料は返金されるかのような印象をもつものと言えます。

しかしながら、実際は、年度の途中で解約をした場合でも、貴社が受領した基本料は返金されることはなく、ホームページの表記と実際の解約処理は、大きく異なることになり、消費者を大きく誤認させるおそれがあります。

したがって、貴社ホームページ中の本件表記は、景品表示法第5条2号の有利誤認表示に該当し、かつ、特定商取引法第12条で禁止される誇大広告等に

も該当します。

3 申入れの趣旨第3項について

貴社は最終確認画面については、貴社ホームページのお申し込み画面が最終確認画面になると主張しておりますが、その申込画面だと思われる「RISU 算数申込フォーム」を見ても、特定商取引法第12条の6第1項1号及び2号が規定する記載事項がまったく見当たりません。

4 したがって、以上の理由により、申入れの趣旨記載のと通りの申入れをいたします。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444